

「わんにゃん倶楽部」(賛助会員)協賛施設(店舗)制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人滋賀県動物保護管理協会(以下「協会」という。)と本制度に協賛した事業所(以下「協賛施設(店舗)」という。)が協力体制を確立することにより、協会の活動を推進し、もって人と動物の共存する豊かな環境づくりに寄与することおよび協賛施設(店舗)の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 会員証

協会の会員に交付された会員証をいう。

(2) 協賛施設(店舗)

協賛施設(店舗)制度に賛同し、会員証を提示した会員へのサービス提供、本制度の普及・会員加入促進に協力する店舗等をいう。

(3) サービス

協賛施設(店舗)が任意で定めた割引、商品サービスおよびポイント等の優遇措置をいう。

(4) 協賛施設(店舗)表示証

協賛施設(店舗)表示証(別記様式第1号)をいう。

(5) サービス表示印刷物

協賛施設(店舗)が任意で定めた割引等を表示する印刷物をいう。

(双方の義務)

第3条 協会および協賛施設(店舗)は、信義を重んじ誠実に契約を履行するものとする。

(基本原則)

第4条 実施要領の基本原則は次のとおりとする。

(1) 動物愛護思想の普及啓発を推進するものとする。

(2) 会員が等しく利益を享受できるよう配慮するものとする。

(3) 会員および協賛施設(店舗)の意見を尊重するものとする。

(4) 協賛施設(店舗)は、会員に対して、等しくサービスの提供を行うものとする。

(5) 協賛施設(店舗)は、会員に対して、商品を販売するとき、もしくは利用させるときは一定率の割引をするものとする。

(6) 前号に定めた割引率は、一方の申し出に基づき、協会と協賛施設(店舗)両者が協議の上、これを変更できるものとする。

(7) 販売価格および割引率は、協会と協賛施設(店舗)で協議して定めるものとする。

(8) 協賛施設(店舗)は、会員に対して商品を販売するとき、もしくは利用させるとき

は、会員証の提示を求め、会員であることを確認するものとする。

(免責事項)

第5条 協賛施設(店舗)が会員に対して販売した商品代金、もしくは利用料金の決済等、協賛施設(店舗)と会員との権利義務に関する事項および取引上の事故等の会員に対する一切の責任は協賛施設(店舗)に属し、協会はその責めに任じない。

(協賛施設(担保)の範囲)

第6条 協賛施設(店舗)は、原則として、県内に所在する店舗、施設、企業等に限る。ただし、県外所在の店舗、施設、企業等で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 県内に支店等が所在するとき。

(2) 会員が訪れて利用するものであると協会が認めたとき。

2 前項にかかわらず、店舗、施設、企業等が次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛施設(店舗)として登録することができない。

(1) 暴力団または暴力団関係者が経営または運営に関与している店舗、施設、企業等。

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗、施設、企業等。

(3) 性風俗関連特殊営業を営む店舗、施設、企業等。

(4) その他、協賛施設(店舗)制度の目的にそぐわないと協会が認めたとき。

(登録申し込み)

第7条 本制度に協賛しようとする店舗、施設、企業等を営む者は、協賛施設(店舗)登録申込書(別記様式第2号)により協会に申し込むものとする。

2 協会は、前項の規定による申し込みを受けたときは、内容を確認の上、サービスの内容が本制度の趣旨にそぐわないと認める場合を除き、協賛施設(店舗)の登録を行うものとする。この場合、必要に応じて登録申込をした施設(店舗)に対し、電話や訪問による確認を行うものとする。

(登録変更)

第8条 協賛施設(店舗)が第7条第1項の協賛施設(店舗)登録申込書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、協賛施設(店舗)登録内容変更届(別記様式第3号)により協会に届け出るものとする。

(協賛施設(店舗)証の交付等)

第9条 協賛施設(店舗)登録した施設(店舗)には、協賛施設(店舗)表示証を交付する。

2 第7条第1項の協賛施設(店舗)登録申込書に記載された登録情報は、協会ホームページおよび広報誌「わんにゃん広場」等の協会媒体に掲載し、会員サービス情報に使用する。

(協賛施設(店舗)表示証等の取り扱い)

第10条 協賛施設(店舗)は、協賛施設(店舗)表示証等の取り扱いについて、次に掲げることに留意する。

- (1) 協賛施設（店舗）表示証
店舗等の入口、ドア付近など、来店者が見やすいところに貼付する。
- (2) サービス表示印刷物
提供するサービス内容を記載し、来店者が確認しやすいところに掲示する。
- (3) 内容の変更
サービス内容を変更するときは、速やかに表示印刷物の記載を変更する。

（協賛の終了）

第 11 条 協賛施設（店舗）が協賛を終了しようとするときは、あらかじめ、協賛施設（店舗）協賛終了届（別記様式第 4 号）により、協会に届け出るものとする。

（契約の解除）

第 12 条 協会は、協賛施設（店舗）が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 破産宣告、または銀行等金融機関の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 公序良俗に反し、またはそのおそれがあるとき。
- (4) その他、協賛施設（店舗）として不相当と認めるとき。

（契約の期間）

第 13 条 協賛施設（店舗）の契約期間は、契約の日から 1 年間とする。ただし、契約期間満了 1 ヶ月前までに双方いずれからも契約解除の意思表示がないときは、更に 1 年間この契約を自動更新するものとし、その後も同様とする。

（協賛施設（店舗）の終了等）

第 14 条 協賛施設（店舗）の終了または契約解除となったときは、速やかに協賛施設（店舗）表示証およびサービス表示印刷物を撤去すること。

（個人情報の取り扱い）

第 15 条 協会は、協賛施設（店舗）制度の事務を遂行するため、必要な情報の収集、利用、管理、廃棄等の協賛施設（店舗）登録情報については、適正に取り扱うものとする。

2 協会は、協賛施設（店舗）登録の非公開情報は、協賛施設（店舗）利用者または他の協賛施設（店舗）等に提供しないものとする。

（特典機会の増大等）

第 16 条 協会は、会員が特典を受けられる機会を増大させるとともに、本制度の普及・会員加入促進を図るものとする。

（その他）

第 17 条 この要領で定めるもののほかに必要な事項は、協会と協賛施設（店舗）が協議し、別に定めることができる。

付則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。